

水銀排出施設一覧
(大気汚染防止法施行令 別表第三の三)

番号	施設名		施設の規模・要件
1	小型石炭混焼ボイラー(注2)		<ul style="list-style-type: none"> ● 伝熱面積10㎡以上 ● 燃焼能力(注1) 50L/時以上
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		
3	非鉄金属の製造における一次精錬の用に供する施設(注5)	銅又は金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煨焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉 <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力1t/時以上
4		鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積1㎡以上 ● 羽口面断面積0.5㎡以上 ● 燃焼能力(注1) 50L/時以上 ● 変圧器定格容量200kVA以上 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力0.5t/時以上 ● 火格子面積0.5㎡以上 ● 羽口面断面積0.2㎡以上 ● 燃焼能力(注1) 20L/時以上
5	非鉄金属の製造における二次精錬の用に供する施設(注6)	銅、鉛又は亜鉛	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 <ul style="list-style-type: none"> ● 燃焼能力(注1) 10L/時以上 ● 変圧器定格容量40kVA以上
6		金	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉(5の項に含む) <ul style="list-style-type: none"> ● 原料処理能力0.5t/時以上
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積1㎡以上 ● 燃焼能力(注1) 50L/時以上 ● 変圧器の定格容量200kVA以上
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		<ul style="list-style-type: none"> ● 火格子面積2㎡以上 ● 焼却能力200kg/時以上
9	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注3) 又は水銀含有再生資源(注4) を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)

(注1) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注2) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 10万L/時 未満のもの

(注3) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注4) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注5) 「一次精錬の用に供する施設」とは、大防法令別表1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、硫化鋳の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料からなる材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鋳の重量の割合が50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。

(注6) 「二次精錬の用に供する施設」とは大防法令別表1の3の項～5の項、14の項に掲げる施設のうち、一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。